

第3回「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定会議 議事録

開催日時：令和6年2月7日（水）/14時から16時

開催場所：波止場会館3階中会議室

1 開会

2 議事

(1) 県民意見募集（パブリック・コメント）の結果について

(2) その他

●事務局

議題（1）県民意見募集の結果および新たな計画案について説明。

●吉中座長

議題1の説明について、何かご質問等がありましたらお願いします。

●高沢副座長

資料1「県民意見と反映等の考え方一覧」、番号6の「海老名市の川沿いにホームレスが住み着いているが、海老名市ではホームレスはいないと言っていた。対策はしないのか」という意見に対して、県の考え方が「市と情報共有します」となっています。巡回調査では見つけられない、こぼれてしまう方々が必ずおり、行政などでは把握できない方がいるという視点は重要ですので、もう少し良い回答があるのではないかと思います。

さらに、野宿者はいないが、住まいがない生活保護申請者は増えてきています。つまり、ネットカフェなどで生活し安定した住居がない方からの生活保護の申請や、住み込みで風俗で働き、お金を払わないとそこから出られない方など、ホームレスとは認識されていないが、不安定居住層で生活に困窮している方がいるということを社会にアピールした方がよいのではないかと思います。計画にどこまで反映できるかは難しいですが、今後の対策の参考になる意見で、こうした背景があることを社会に伝えていくことも大事だと考えます。

●事務局

海老名市のことで地域が限定的すぎるので、計画に反映させることはできませんが、ご指摘のとおり、概数調査などでは把握できない数字もあるので、そうした背景にも留意した回答にはできると思います。

●伊藤委員

計画案9ページ「ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力」の「地域共生を促進する

ことが大切」と記載された部分について、例えば、外国籍の方が地域定着する際は、NPOが地域との間でつなぐ役目を果たし、その中で、ゴミ出しなどのルールを身に付けていきます。ホームレスの方が地域で生活をする際も外国籍の方と同じように、別の世界のルールとを感じる面があるのではないかと思います。パブリックコメントにも、「地域でルールが守れない」などの意見がありますが、地域と本人だけではなく、NPOなど、その間を通訳する人の存在があることで、地域の理解と協力がさらに得られるのではないかと感じました。

●高沢副座長

地域の中に入れてもらえればありがたいですが、難しいこともあります。例えば、個性の強い服装をした野宿者に対して、地域の方の理解が進まなかったことがありました。着たいものを着るべきだと思いますが、地域への説明は難しい部分があります。砂防林で生活していた方の例で言うと、物をいかに堆積させて、仕分けし、財産化させるかが重要で、アルミ缶は1つであればゴミですが、それが集まるからこそ有価物として、販売業者に売ることができます。電化製品内部の金属類も同じです。そうした生き方は生活力がありますが、それが居宅生活になるとゴミ屋敷になってしまい、支援団体が地域との間に入っても、地域に馴染むのは難しいことがあります。物を集めることは生きるためにしていたことで、生きる力を持った、そうした特性を持った方として、ユニバーサル就労を地域が理解してくれれば、地域の定着が進むのではないかと思います。地域が優しくなれば、野宿者に限らず、生きづらさを感じる方も暮らしやすくなると思います。そういう視点では、実施計画をひとつのきっかけとして、地域理解の材料にしていきたいと思います。

●伊藤委員

ゴミを勝手に出しているわけではなく、例えば字をよく理解していない方もおり、ゴミの出し方が分からないことで、ゴミ屋敷になる方もいます。本当に本人が理解しているかどうかを本人に代わって地域に仲介してくれる立場の方がいれば、地域との軋轢を生まないと思います。奇妙な格好をすることと、地域で事件を起こすことは別の問題で、その認識を地域に伝えていくことが大事だと思います。何か問題が起きてそれを仲介する人がいれば、ワンクッションになり、それが地域で暮らしていく中でしてはいけないことだと本人の理解にもつながるのではないかと思います。

●高沢副座長

例えば、ゴミ捨てのルールを理解することはとてもハードルが高いことで、それをうまくできない方がいるということを経験で理解することは大事です。

●吉中座長

パブリックコメントの意見を見ていると、一般的に知られていないような支援を行う団

体もあるということを改めて感じました。それを行政が情報共有していくべきだとも感じました。この計画に限らず、民間との協働という言葉がよく使われるようになりましたが、単に民間との協働で地域との調整を求めるのは言葉だけで終わってしまうと思うので、本当の意味での情報共有を進めるべきだと思います。

●高沢副座長

地道な支援の中には、団体にもなっていないような組織もあります。自分で食べ物を用意して配る方や髪を切るのが得意な方が地域を回り、相談も受けている方もいます。計画案には、自治体が施策を委託する、といったことが記載されていますが、その対象になりにくい団体もあります。できることをしようとするのは共助の基本だと思いますが、そういった支援は行政と協働することを前提としないで、まず自分でできることをしている方が多いです。そうした地道な温かい心を大事にできればと思います。計画案では「様々な」民間団体との取組を後押ししていく、としているので、配慮は感じられます。

●柳委員

先日、近所に外国籍のホームレスがいるといった相談をしてきた方がいました。その方は翻訳ツールを使い相談にのっていましたが、支援しきれず、警察や役所に電話をしましたが、そこでも支援につながるができなかったので、すまいサポートセンターで受け付けるケースがありました。ご本人に来てもらえれば、様々な言語で対応し、役所にもつなぐ旨伝えました。そこから、自分の見えるところにいる方を支援したいと思う方がいることを改めて感じました。団体に限らず個人でもそうした支援をしている方がおり、計画案に反映させるのは難しいと思いますが、その視点も大事だと思いました。

●吉中座長

そうした個人も含めて「地域」にあたると思います。

●高沢副座長

そのとおりです。団体にならないような団体で活動している方もいます。

●伊藤委員

感想として言えば、地域と当事者をつなぐ身近な支援を育むというイメージです。

●関口委員

資料1、番号50の意見に県営住宅の保証人について記載がありますが、県の考え方として、既に令和2年度から保証人を求めていると記載されています。今回の素案に興味があつてパブリックコメントに意見を下さった方なのか分かりませんが、保証人が不要になったことをまだ知らないということでもあるので、計画に反映させるかどうかは別と

して、周知を行うことも重要だと思いました。我々ハローワークも同様ですが、これまで、その制度を利用したい方に対してより詳しくお伝えすることが多くありましたが、今後は広く情報を周知し、その上でご本人がその制度を利用するかどうかを決めていただくものだと思います。こうした意見を契機に周知の方法を見直して、今、県営住宅を必要としていない方でも、こうした情報を知っていることで、今後困る方が減るのではないかと思います。意見をきっかけに周知の方法を見直すことも良いのではないかと思います。

●吉中座長

確かに関心がないと調べないかもしれません。

●高沢副座長

保証人を求めているものを完全に廃止したことは初めて知りました。民間住宅にもこうしたことが広がれば良いと思います。大家もビジネスなので難しいかもしれませんが、賃貸住宅への公的な基金などがあれば、そもそも保証人を求めたりすることはないのではないかと思います。保証協会が増えても、緊急連絡先がなくて利用できないといった相談を受けることがあります。ビジネスで損をすることがなければ、大家に対して困窮者の受入を求めることができます。

●柳委員

概数調査などの実態把握の箇所、特に外国籍の方は把握しているのでしょうか。

●事務局

概数調査でも生活実態調査でも外国籍に関する調査項目がないので、実態は分かりません。

●高沢副座長

仮放免の野宿者は一見して外国籍が分かりますが、例えば、在日2世など、言語は日本語ですが、生活保護の申請など支援の最後になってそうした背景を話す方がいます。外国籍の方を把握する目的の調査なら別として、外国にルーツがあるかどうかを聞くこと自体がハレーションになる恐れがあると思います。

●柳委員

調査で質問する際は日本語ですか。

●事務局

日本語の質問票を紙で配付して後日回収したり、その場で記載してもらっています。

●高沢副座長

仮放免の方が増えており、路上に出なければホームレスとして分かりますが、知人宅にいる場合は、共助で支えられています。働くことができないので、生活費を誰かが支援しないとはいけません。また、在日の方で多重の差別によって貧困に陥ることがあることも知ってもらえればと思います。

●吉中座長

資料1に記載されている、「さぼなびかながわ」はホームページ名ですか。

●事務局

そのとおりです。

●吉中座長

言語は選べますか。

●事務局

いくつかの言語に対応しています。

●柳委員

外国につながるのある方はそうしたサイトに行きつけるかが重要です。このサイトに限らず、外国籍の方は必要な情報にたどり着くのが難しいので、様々な場面で課題になっています。ページは多言語になっていても、そのページにたどり着けるかという課題もあります。

●事務局

「さぼなびかながわ」自体の周知も検討します。

●柳委員

支援者の側も支援対象者に外国籍の方がいることを把握する必要がありますし、支援団体につないでいただければ、支援が見えてくるのではないかと思います。

●吉中座長

計画が始まったころとは様相が変わっていて、多言語や外国籍の方の対応、多様性への対応など、視野が広がった計画だと思います。

計画案14ページの冒頭黒丸「女性支援事業による一時保護・自立支援の実施」について、資料1の番号37の意見に対する回答のとおり、これは困難女性支援法のことを指していますが、一時保護は困窮者支援法にも制度はあります。女性は女性支援法と読まれて

しまう可能性がある気がします。女性に対する支援は多様で、困窮者支援法の一時生活支援事業のほか、生活保護、DVシェルターなど様々です。したがって、計画案 14 ページの冒頭は「女性支援事業「等」」などとした方が良いのではないのでしょうか。

●事務局

女性の支援は、計画案 14 ページ冒頭の女性支援事業のみと受け取られてしまうのではないかという懸念でしょうか。

●吉中座長

そのとおりです。

●事務局

計画案 14 ページ冒頭は主に困難女性支援法について記載しており、それ以外の部分について、女性を適用しないということではありません。困難女性支援法に基づき、県独自の柔軟な女性支援施策を含んでいますので、そのように読み取られるのであれば、記載を工夫しないとイケないと思います。

●伊藤委員

計画案の「性別等を問わず入居できる施設」のとおり、無料低額宿泊所や一時生活支援業など、生活困窮などの支援を包括しており、それ以外に女性支援の新たな法律ができるので、女性支援について列記しているという理解です。

●事務局

そのとおりです。様々な支援と連携していく中で、女性支援は特出ししている記載です。

●高沢副座長

資料 1、番号 46 のとおり、アルミ缶収集等の都市雑業を継続して行うため、収入を安定して確保できる取組の必要性を意見くださっていることに対して、県の考え方について、「ご意見として承る」としていて、都市雑業を推奨しない冷たい印象があります。

●事務局

雇用労政課が回答していますが、回答に困ったのかもしれませんが。

●高沢副座長

問題意識として、こうした労働が現状として一番の収入源になっており、例えばアルミ缶の収集では、一人では集めきれないので、近隣に一緒に集めてくれる人がいて、人との

つながりが持てていることもあります。そうした都市雑業によって近隣との関係ができていて、人間関係に守られているから野宿を継続できていることもあるので、そういう意味で、多くの方に現状を知ってもらえたら良いのではないかと思います。ただ、施策として記載するのは難しいかもしれません。

●岩丸委員

対象者の意向を尊重するような文言が入っていると多少表現が柔らかくなるかもしれません。

●高沢副座長

資料1、13番の意見で支援団体の費用の持ち出しについて記載されていますが、こういった小さな団体とも連携を進めていくべきだと思います。放っておけないが、自分の家は狭くて泊めさせることができなくて、他に何かできないかというところからホームレス支援が始まります。アンペイドワークの共助の中で支援を行っている様子がうかがえます。また、簡易宿泊所やビジネスホテルの利用が記載されており、実態をよく把握されていることが分かります。

●吉中座長

行くところのない女性でも、生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業を利用しにくいといった現状があり、ビジネスホテルの方がより利用しやすいのではないかと思います。女性が気軽に入ることができるシェルターが広がると良いです。相談の現場ではアフターフォローにも時間が必要になり、行政が事業化、予算化していない支援もあるということ行政の間で情報共有してほしいと思います。

●頼住委員

パブリックコメントを見ていると、素案に対する意見募集にもかかわらず、素案に対する意見ではなく、思っていることを記載される方が多く、それに対する回答は難しいと感じます。一方でそうした意見は住民目線のリアルな声でもあると思います。今回のパブリックコメントもそうしたことが見受けられます。例えば34番の意見はその方の考え方が前面に出ている印象ですが、住民の方が今どのように考えているかが少し汲み取れます。県の考え方も示されていますが、これもすごく難しく、素案に対する県の回答ですので、あくまでも計画に反映するか否かを答えることが基本にあると思います。ホームレスという単語のみを拾って、感想のような意見に対する回答は難しいと思います。高沢副座長の意見のとおり、そうした意見への回答は単に素案に反映するかどうかだけではなく、住民への行政の取組のアピールになるのではないかと思います。したがって、県の回答は「ご意見として承ります」だけではなく、もう一步踏み込んだ回答でもいいのかとも考えます。

●佐子委員

資料1、17番の意見のとおり、様々活動を広げていく必要があると思いました。また、34番の意見は偏った意見のような気がします。ホームレスに限らずこうした方はたくさんいると思います。ホームレスの方も周りを気にして生活している方もいます。

●事務局

パブリックコメントとして意見を頂戴した以上、肯定も否定もできない回答は難しいです。

●吉中座長

確かにホームレスというキーワードだけで、日頃の思いを記載していただいているのかもしれませんが。

●高沢副座長

資料1、5番の意見で、人権について評価くださっていることは嬉しいことです。

●吉中座長

時間になったので、これで終了とします。今日話せなかったことで気になることがあれば、事務局にご連絡をお願いします。

細かい文言は、座長、副座長、事務局に一任いただき、事務局においては、これまでの議論を踏まえて、計画案の策定を進めていただきたいと思います。

●事務局

今後、計画案についてとりまとめ、議会へ報告させていただき、決裁をとって確定となります。

ホームレス実態調査で、「今のままでいい」という意見が多かったことに対し、策定会議で、過去の色々な背景があって今の状態を選択せざるを得ない方が多いのだ、という意見を聴き、「今のままでいい」と言う方にも皆さんが支援を続けてこられたということがよくわかりました。会議を通じて、我々も学ばせていただきました。ありがとうございます。庁内でも共有していきたいと思えます。

策定会議はこれで終了となりますが、皆様には今後も引き続き、本県の取組にご協力お願いいたします。本当にありがとうございました。

以上